

## 唐津市監査委員公告

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表について

地方自治法第199条第14項の規定により監査（行政委員会等）の結果に関する報告に基づいて講じた措置状況の通知を受けたので、同項の規定により別紙のとおり公表する。

令和8年3月11日

唐津市監査委員 寺 田 長 生

唐津市監査委員 飯 田 隆 人

# 定期監査結果に係る措置状況報告書

監査期間：令和5年5月8日～令和5年10月19日

議会事務局

選挙管理委員会事務局

農業委員会事務局

## 議会事務局

### 1 現金及び現金領収帳の取り扱いについて

出納員及び現金取扱員が現金を直接収納する際には、唐津市財務規則の規定により会計管理者から交付された現金領収帳を用い現金を収納することとなっている。

議会事務局が使用している現金領収帳のNo.4 頁の領収原符及び領収書が、現金領収帳から切り取られ保管されておらず、担当に確認すると、書き損じた際に誤って切り取ってしまいその後紛失してしまったとのことであった。

現金領収帳の取扱いについては、「公金等取扱事務に係る基本方針の改正について（令和2年3月23日行政改革課長通知）」で示されており、書き損じた場合、領収原符及び領収書は破り捨てずに保管しておくよう記されている。

また、この他に受け取った現金の中に災害見舞金を収納していたものが確認されたが、唐津市財務規則別表1で示す議会事務局の出納員に委任する現金取扱事務には「情報開示資料の複写の実費弁償代の収納」のみが規定されており、当該見舞金の収納はできないものであった。

現金及び現金領収帳を取り扱う際には、規則等を確認し適切な処理をされたい。

#### (講じた措置)

現金領収帳の取扱いについては、公金等取扱事務に係る基本方針を再度確認するとともに、適切な事務処理を行うよう周知徹底を行った。

また、議会事務局の出納員に委任されている現金取扱事務についても、唐津市財務規則に沿った適切な事務処理を行うよう周知徹底を行った。

## 選挙管理委員会事務局

### 1 会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償について

唐津市選挙管理委員会事務局（以下「選管事務局」という。）で雇用する会計年度任用職員の自動車通勤に係る費用弁償額については、唐津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、支給することとなっている。

令和5年1月1日施行にて規則が改正され、新たに第11条第1項に第1号から第3号が設けられたことに伴い、選管事務局は第3号に基づき、短期雇用の会計年度任用職員に係る費用弁償額について独自の算定方法を設けることとし、令和5年2月23日の起案決裁文書において、唐津市選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）の決裁で当該算定方法を決定し、支給がなされていた。

しかしながら、費用弁償額の算定方法の決定については、唐津市選挙管理委員会規程第13条における委員長の担当事務に規定されておらず、委員長の権限に属するものではなかった。現行の規定では、選管事務局で雇用する短期雇用の会計年度任用職員については規則第11条第1項第2号に基づき支給するべきであったと思料されるため、適正な事務処理を行われたい。

#### （講じた措置）

委員長の担当事務については、唐津市選挙管理委員会規程に基づき適正な事務処理を行うよう周知徹底を行った。

また、会計年度任用職員の自動車通勤に係る費用弁償額については、唐津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第11条第1項第2号に基づき適正に支給するよう改めるとともに、速やかにその差額を支給した。

### 2 出退勤管理用タイムレコーダーの運用について

職員の出勤に関しては、唐津市役所処務規程第2条の規定に基づき処理されているところであるが、新庁舎の供用開始に伴い、令和4年9月より新庁舎でも出

退勤管理用タイムレコーダーの正式運用が開始されている。職員の勤務時間を適正に把握するとともに、行政手続きにおける押印の見直しを進める観点から、出退勤管理用タイムレコーダーを導入し、「出退勤管理用タイムレコーダー運用マニュアル」（以下「運用マニュアル」という。）に基づき運用されているが、次のような不適切な事例が見受けられた。

- (1) 令和4年12月分の出退勤管理においては、1か月(1日から28日まで)28日間(土日含む)の内25日分(土日含む)がタイムレコーダーアンマッチリスト(エラーリスト)として表示されている職員のリストが見受けられた。
- (2) 運用マニュアルにより、毎月初めに前月分のアンマッチリストを出力し、所属長はエラーの原因に応じて、所属職員への指導を行うなど、適正な出退勤管理に努めることとされているが、定期監査対象期間の令和4年9月分から令和5年3月分までは定期的に出力されず、所属長の確認もされていなかった。(所属長の確認印押印なし。)

#### (講じた措置)

出退勤管理については、出退勤管理用タイムレコーダー運用マニュアルに沿って適切に運用するよう周知徹底を行った。

## 農業委員会事務局

### 1 農地等形状変更に係る手続きについて

肥前町に農地を持つ所有者が、当該農地（田）の嵩の高さを変更するため、令和4年8月3日付けで農地等形状変更届出書等を唐津市農業委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出していた。事務局では、唐津市農林地等形状変更に関する条例に準じ、農地に形状変更等が生じた場合、届出を行わせ、承認するという事務手続きを行っていた。

しかしながら、農地法その他の法令において、農地を農地のまま利用する形状変更の場合における市町村への手続き等が明記されておらず、農地所有者へ農地等形状変更届出書等の提出を課す根拠が不明確であった。事務局に確認したところ、事務局が形状変更等の事実を把握し、かつ、内容を記録しておく目的で、唐津市農林地等形状変更に関する条例に準じた取扱いを行っており、その他には提出を課す内容を定めた要綱等は設けていないとの回答であった。

唐津市農林地等形状変更に関する条例では、第3条に書類提出等の義務が規定されているものの、第1条には「この条例は、旧浜玉町の区域における農林地等の形状変更に際し、必要な指導及び助言を行う（後略）」と規定されており、同条例自体が旧浜玉町管内以外には適用できない内容であって、事務局においても同内容を認識していたとのことだった。

農地の現状を把握し、及び記録するために、市民に書類提出等の義務を課すのであれば、法令、条例、規則、要綱等に基づくべきである。その法令等が存在しない事実を事務局が認識しているにもかかわらず、一連の事務手続きを継続していること自体、甚だ疑問であるため、早急に例規の見直しを図りたい。

#### （講じた措置）

農地を農地のまま利用する形状変更の場合においても、土砂崩壊等を招く不適切な土地造成等が行われる場合があるため、未然の防止策として、法令等が存在しない旧浜玉町以外の区域についても農地等形状変更届出書等の届出を行わせ、承認するという事務手続きを行っていた。

しかし、土砂崩壊等を招く不適切な土地造成等への対応については、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく佐賀県による規制が令和8年1月5日に開始されたことから、以降については提出を課す内容を定めた要綱等を設けていない届出書等の提出を求めないよう事務を改めた。

なお、旧浜玉町の区域のみに適用される唐津市農林地等形状変更に関する条例については、今後廃止するよう事務を進める。